

インターンシップ募集要領

公益財団法人とちぎ建設技術センター(以下「センター」という。)では、職場における就業体験の機会を設けることにより、学生等の職業意識の向上やセンターに対する理解を深めていただくことを目的として、インターンシップを次のとおり実施します。

1 インターンシップの概要

(1) 対象者

大学、大学院、高等専門学校、専門学校又は高等学校に在籍する学生等、概ね10人を募集します。ただし、受け入れ人数を調整させていただく場合があります。

(2) 受入期間及び日数

平成29年7月24日(月)から9月29日(金)までの期間内で希望する5日間とします。ただし、調整の上、受入期間の変更をお願いする場合があります。

なお、大学等における単位取得のため受入日数の延長を希望する場合、及び高等学校等において就業体験の期間設定がある場合には、事前にご相談ください。

(3) 実施場所

当センター本部(宇都宮市)です。

(4) 実施内容

各プログラム(建設・建築・下水道部門)から選択していただきます。

(5) 実施時間

8:30~17:15

2 申込方法及び受入決定

(1) インターンシップを希望する学生は、エントリーシートを記入の上、在籍する学校へ提出してください。(個人での申込は受け付けていません。)

(2) 学校の代表者は、平成29年6月30日(金)までにエントリーシートを提出してください。

(3) エントリーシートの書類審査により受入学生等を決定します。受入の可否については、平成29年7月10日(月)までに学校を通じて連絡します。

3 受入条件等

(1) 協定・誓約

受入にあたっては、在籍する学校との間で協定書を締結するとともに、学生等には誓約書を提出していただきます。

(2) 報酬・手当等

報酬、手当、食費、交通費等の支給はありません。

(3) 受入期間中の災害への対応、及び損害の賠償

学生等のインターンシップ期間中の災害及び通勤に際しての災害については、学校が対応する保険等をもって充てるほか、学生等が故意又は過失により当センター又は第三者に損害を与えた場合は、学校及び学生等が連帯してその損害を賠償するものとします。(※以下に例示する保険等への加入の有無を確認します。)

※大学生等：「学生教育研究災害傷害保険(付帯賠償責任保険を含む)」

高校生等：「日本スポーツ振興センター災害給付制度」及び「インターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険制度(産業教育振興中央会)」

(4) 規程等の遵守、及び機密保持義務

当センターの規程、規則その他関係規程を遵守し、指導、監督、助言等に従うとともに、当センターで知り得た機密を一切漏らさないこととします。

(5) 経費の負担

インターンシップの実施に要する経費は、当センターが負担します。

(6) その他

この要領により難い特別な事情（要望等）がある場合には、事前に問い合わせいただくか、エントリーシートに記入してください。

4 要領・様式等ダウンロード

<http://www.tochigictc.or.jp/>

5 受付窓口

公益財団法人 とちぎ建設技術センター

総務課 担当 蓼沼・斎藤 TEL 028-626-3186